平成２１年（フ）第７号
宮崎市佐土原町下田島19650番地15
破産者　内薗キミエ
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２１号
宮崎県西都市御舟町２丁目51番地
破産者　縫部　延彦
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第９０８号
札幌市北区新琴似４条13丁目６番６号
破産者　木下　博英
1　破産債権の届出期間　平成22年８月27日まで
2　一般調査期日　平成22年９月２日午後４時
平成22年８月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０号
福島市岡部字倉ノ内61番地の２
破産者　福島電子設計株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年９月１日まで
2　一般調査期日　平成22年10月25日午前11時
平成22年８月２日　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１０１１８号
大阪市鶴見区放出東３―34―７―1701、住民票上の住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目12番60号
破産者　井阪　明弘
1　破産債権の届出期間　平成22年９月３日まで
2　一般調査期日　平成22年10月21日午後３時30分
平成22年８月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７５号
堺市中区深井中町1175番地１
破産者　松本鉄工所こと　松本　　滿
1　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
2　一般調査期日　平成22年10月21日午後２時30分
平成22年８月２日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第１５１０号
大阪府吹田市千里万博公園１番１号、商業登記簿上の本店所在地大阪市浪速区元町１丁目８番15号
破産者　株式会社エキスポランド
1　期日　平成22年９月３日午後４時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年８月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４４号
香川県丸亀市中府町１丁目５番62号　サーパス中府606号、開始決定時の住所宮崎市花ケ島町笹原2244　レオパレスグランデ207号室
破産者　巴山俊こと　趙　　顯俊
1　期日　平成22年９月３日午前10時45分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年８月３日　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９９号
宮崎県日南市中平野１丁目11番地２
破産者　吉澤　一郎
1　期日　平成22年10月８日午前10時15分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年８月３日　宮崎地方裁判所破産係

債権者集会等の期日

平成２１年（フ）第５０６４号
千葉県松戸市新松戸５丁目１番地　新松戸中央パークハウスＣ―202
破産者　共栄建創株式会社
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月20日午後１時30分
平成22年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第２８号
宮崎県延岡市南一ケ岡２丁目４番１号
破産者　佐保サザ子
異議申述期間　平成22年10月４日まで
平成22年８月２日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２１９号
山梨県甲府市北新２丁目１番12号
破産者　児玉　信義
免責意見申述期間　平成22年10月２日まで
平成22年８月２日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１９号
東京都清瀬市上清戸２丁目２番13号
破産者　大沼　　源
免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
平成22年８月３日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０１７号
東京都千代田区外神田３丁目８番11号
清算株式会社　ワイエスアンドカンパニー株式会社
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０２６号
東京都墨田区本所４丁目29番20号
清算株式会社　株式会社葵商会
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生計画案議決権行使方法等

平成２１年（ミ）第２５号
東京都中央区京橋１丁目17番４号
更生会社　都築コンクリート工業株式会社
1　議決権行使の方法　書面による投票
2　投票期間　平成22年７月30日から平成22年９月24日まで
3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成22年９月10日
平成22年７月30日
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第１５２号
東京都世田谷区大蔵４丁目３番９号
再生債務者　小樽工業株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年７月29日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２２年（再）第１号
茨城県桜川市西飯岡1312番地
再生債務者　株式会社筑波学園ゴルフ倶楽部
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　水戸市南町１丁目３番23号金沢ビル４階　植崎法律事務所　弁護士　植崎　明夫
平成22年７月30日　水戸地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第５２号
宮城県伊具郡丸森町字上滝西48番地77
再生債務者　後藤　浩一
特別調査期間　平成22年９月２日から平成22年９月３日まで
平成22年７月29日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第５２号
宮城県伊具郡丸森町字上滝西48番地77
再生債務者　後藤　浩一
1　決議に付する再生計画案　平成22年７月23日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年９月７日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年８月30日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年８月24日
平成22年７月29日
東京地方裁判所民事第20部